

大館市社会福祉協議会指定居宅介護、重度訪問介護及び同行援護運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人大館市社会福祉協議会が設置する大館市社会福祉協議会指定居宅介護事業所（以下「事業所」という。）において行う指定障害福祉サービス事業の指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定同行援護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。
 - 3 居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町及び地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止する。
 - 5 前四項のほか、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）をはじめ、各関係法令等を遵守し、居宅介護等を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 居宅介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 大館市社会福祉協議会指定居宅介護事業所
- （2）所在地 秋田県大館市池内字大出135番地

（職員の職種、員数、及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1人（常勤職員）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- （2）サービス提供責任者 6人以上（常勤職員）

サービス提供責任者は、次の業務を行う。

- （ア）利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画」、指定同行援護にあつては「同行援護計画」という。）を記載した書面（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護

計画書」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画書」、指定同行援護にあつては「同行援護計画書」という。)を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画書、重度訪問介護計画書又は同行援護計画書を交付する。

(イ) 居宅介護計画、重度訪問介護計画又は同行援護計画（以下「居宅介護計画等」という。）の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。

(ウ) 事業所に対する居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 23人以上（常勤職員 12人以上のうち6人以上兼務、非常勤職員 11人以上）

従業者は、居宅介護計画等に基づき居宅介護等の提供に当たる。

(4) 事務職員 1人以上（兼務職員1人以上）

事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除き、月曜日から日曜日までとする。

(2) 営業時間 午前6時から午後10時までとする。

(3) 上記の営業日及び営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（居宅介護等の内容）

第6条 事業所で行う居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画等の作成

(2) 身体介護に関する内容

ア 食事の介護

イ 排泄の介護

ウ 衣類着脱の介護

エ 入浴の介護

オ 身体の清拭、洗髪

カ 通院等の介助

キ その他必要な身体の介護

(3) 家事援助に関する内容

ア 調理

イ 衣類等の洗濯

ウ 住居等の掃除、整理

エ 生活必需品の買い物

オ その他必要な家事

(4) 生活等に関する相談及び助言

(5) 重度訪問介護に関する内容

入浴、排泄、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助

(6) 同行援護に関する内容

ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）

イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護

ウ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

(7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (6) に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

第7条 指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）

(2) 知的障害者（18歳未満の者を除く）

(3) 障害児（18歳未満の身体に障害のある児童及び18歳未満の知的障害のある児童のみ）

(4) 精神障害者（18歳未満の者を含む）

2 指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）

(2) 障害児（18歳未満の身体に障害のある児童のみ）

3 指定同行援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 視覚障害を有する身体障害者（18歳未満の者を除く）

(2) 視覚障害を有する障害児（18歳未満の身体に障害のある児童のみ）

(利用者等から受領する費用の額等)

第8条 居宅介護等を提供した際には、利用者等から当該居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の全額を利用者等から受領する。

3 第9条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

(1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道30キロメートル未満 無料

(2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道30キロメートル以上の場合
10キロメートルにつき100円

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、大館市とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第10条 現に居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 居宅介護等の提供により事故が発生したときは、速やかに関係機関及び利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じるものとする。

4 居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(職員に対する研修等)

第11条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修

(2) 県、市町村及び関係機関研修

(3) 採用後研修 年2回

(4) 事業所内研修

(個人情報保護)

第12条 従業者は、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情解決)

第13条 提供した居宅介護等に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号を掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 上記の虐待防止に関する措置を適切に行うための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

（衛生管理等）

第14条の2 事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

（1）事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を年3回開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

（2）事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）事業者において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行う。

（業務継続計画の策定等）

第14条の3 事業者は、感染症や非常災の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために、感染症及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続に従い必要な措置を講ずる。

2 事業者は従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（身体拘束等の禁止）

第14条の4 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業者は、身体束縛等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

（1）身体拘束等の適正化の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

（2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（3）従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行う。

（その他の事項）

第15条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。